

特定非営利活動法人 かまくら地域介護支援機構 定款

第一章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 かまくら地域介護支援機構という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県鎌倉市内に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、介護サービスに関する情報提供の方法の整備やサービスの質の確保を図ることによって、鎌倉に居住する介護を必要とする高齢者が良質の介護サービスを容易に受けるため、介護サービスを提供する事業者の連携調整体制を確立し、介護保険制度の円滑な運用に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法(以下、「法」という)第2条別表第1号の、保健、医療または福祉の増進を図る活動を行う。

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1)特定非営利活動に係る事業

- ① 介護サービスの情報収集及び情報提供に関する事業
- ② 介護サービス提供事業者等相互の連携に関する事業
- ③ 良質な介護サービス提供の確保と推進に関する事業
- ④ 介護サービスの質的向上に必要な研修に関する事業
- ⑤ 介護サービスへの苦情相談に関する事業
- ⑥ 指定市町村事務受託に関する事業
- ⑦ その他第3条の目的を達成するために必要な事業

(2)その他の事業

- ① 広告を掲載する事業

2 この法人が前項の特定非営利活動に係る事業を行う場合は、介護保険事業の実施主体である鎌倉市と事前に十分協議し、実施するものとする。また、前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、余剰金を生じたときは同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。

第二章 会 員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体で、総会における表決権を有するもの
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思をもって入会した個人または団体で、総会における表決権を有しないもの、但し法人が行う事業に参画または参加することができる

(入 会)

第7条 この法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出する。

- 2 理事長は前項の入会申込者が第3条に掲げるこの法人の目的に賛同し、第5条の事業に協力でき

るものと認めるときは正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に通知する。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を毎年納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員で退会しようとするものは、別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、理事会の議決を経て退会したものとみなすことができる。

- (1) 死亡または失踪宣告を受けたとき
- (2) 解散したとき
- (3) 破産宣告を受けたとき
- (4) 正当な理由がなく会費を6ヶ月以上滞納し、かつ催告に応じないとき

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員に議決の前に弁明の機会を与えた上で、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経て、当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第三章 役員

(種別および定数)

第12条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 7人以上20人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人から3人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事および監事は、総会の議決により選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第14条 理事は理事会を構成し、定款の定め、総会および理事会の議決に基づき、業務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときには、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときには、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときには、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、第12条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときには、当該役員に議決の前に弁明の機会を与えた上で、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、当該役員を解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第17条 役員は、役員総数の3分の1以内の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員の報酬の額は、総会の議決を経て定める。
- 3 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第四章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種類とする。

(構成)

第19条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 事業報告および決算の承認
- (2) 役員の選任および解任、職務、報酬
- (3) 会費の額
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) 合併
- (7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき
 - (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。
- 3 前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、理事長はその日から30日以内に総会を招集しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、出席した正会員のうちから理事長が指名する。ただし、第21条第2項第2号および第3号の規定により臨時総会を開催したときには、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員総数の過半数の出席をもって開会することができる。

(議決)

第25条 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 総会においては第22条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について表決権を行使することはできない。
- 4 総会における正会員の表決権は、会費の口数にかかわらず1正会員1票とする。

(書面表決等)

第26条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により表決権を行使する正会員は、第24条及び第25条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 議長は、総会の議事について議事録を作成し、議長および出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名が署名し、これを保存しなければならない。

第五章 理事会

(構成等)

第28条 理事会は理事をもって構成する。

- 2 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第29条 理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および予算ならびにその変更
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他、総会の議決を要しないこの法人の運営に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた場合。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急に招集の必要があるときは、理事総数の過半数の同意を得て、この期間を短縮することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事会もしくは理事長が指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第33条 理事会は、理事総数の過半数の出席をもって開会できる。

(議決)

第34条 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第35条 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決権を行使することができる。

- 2 前項の規定により表決権を行使する理事は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議長は、理事会の議事の経過およびその結果について議事録を作成し、議長および出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2名が署名し、これを保存しなければならない。

第六章 委員会等

(委員会等)

第37条 この法人は、業務企画の推進のために、委員会および専門部会等(以下「委員会等」という)の委員会を置くことができる。

- 2 委員会等に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第七章 事務局

(設置および職員の任免)

第38条 この法人に事務局を置く。

- 2 事務局は、職員若干名を置く。
- 3 事務局職員は、理事長が任免する。

(組織及び運営)

第39条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第八章 資産および会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は理事長が管理し、その管理の方法は理事会の議決による。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基いて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第 44 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(経費の支弁)

第 45 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第 47 条 この法人の事業計画および予算に関する書類は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 48 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を執行することができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告および決算)

第 49 条 この法人の事業報告および決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等として作成し、監事の監査を経てその年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

第九章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第 50 条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経て行う。

- 2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的

- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づいて解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散するときに残存する財産は、この法人と同種の目的を有する特定非営利活動法人に帰属するものとする。その帰属先の選定については、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

(合 併)

第 53 条 この法人と他の特定非営利活動法人との合併は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第十章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第十一章 雑 則

(細 則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立した日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 白井 京

副理事長 後藤和孝
副理事長 樽井彰子
理 事 清田敏子
理 事 後藤英泰
理 事 廣瀬光世

監 事 渡辺久美子
監 事 酒井博子

3 この法人の設立当初の役員任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日より平成15年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	個人	1口	5000円	1口以上
	団体	1口	5000円	2口以上
賛助会員	個人	1口	2000円	1口以上
	団体	1口	5000円	2口以上

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

附 則

この定款は、平成21年6月5日から施行する。

附 則

この定款は、平成21年9月28日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年10月3日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年6月12日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年10月18日から施行する。